



であつた。

「經濟の軍事化」の進行は日本帝國主義においても例外ではない。八八年度予算概算要求で、軍事費は六・二%増の二八八〇億円が示されている。さらに、昨年来、研究交流促進法や国立研究機関の「あり方」にかんする答申などで、軍産官学協同体制強化の方向が強く打ち出されている。

寄生化・腐朽化を強める日本独占資本は、SDIと宇宙開発への参加につきの活路をみいだそうとしているのである。

昨年五月二一日付の『日経新聞』に

八七年度から九一年度まで年平均三八一〇億円の宇宙開発予算の「中期見積り」を打ち出し、三井物産、石川島播磨重工、東芝などで組織する宇宙基地研究会は、九二年以降二〇一〇年までに宇宙産業で約三兆円の利益が見込まれると試算しているという。

SDI研究に参加せんとしている企業は別記の通りであるが、例えば三菱電機は、八〇年一月に電子事業部門に「防衛システムプロジェクト部」を新設し、「SDIは産業のあらゆる面で技術革新をもたらす。日本企業もSDIには参加すべきだし、同様な研究開発を防衛庁も進めなければ日本は国際ハイテク競争に後れをとりかねない」といち早く公言している。

また日本の軍需企業の筆頭であり、八六年度防衛庁の契約高の四分の一を占める三菱重工は、日本初の宇宙機器専門工場を八四年に建設しはじめ、S D I でも「最終段階」の研究とされる戦域ミサイル防衛構想（T M D）に注目しているといわれる。

その他、石播重工も八五年に「宇宙プロジェクト部」を発足させ、N A S A の宇宙基地計画で日本が請け負う大型宇宙建造物の生産拠点を横浜工場内につくる計画を発表したし、日本電気も、八二年に横浜に宇宙開発棟を建設した。

このようにして、寄生化・腐朽化を強める日本独占資本は、自らの利益のためにＳＤＩ研究への参入に躍起になっているのである。日本経済の「空洞化」の進行は、これを一層促進するであろう。「（新）前川リポート」など

【昨年春の第三次SDI 調査団に参加した企業】  
石川島播磨重工業、NTTエレクトロニクス・テクノロジー、沖電気工業、川崎重工業、神戸製鋼所、住友重機械工業、住友電気工業、ソニー、三菱電機。

うところにある。

奥野元法相は、「押しつけられた現  
憲法には国家防衛の意識がない。この  
憲法に（東芝）事件発生の淵源があ  
る」（七月二一日）と、外為法改悪が  
実質上の改憲であることをあけすけに  
語っている。

このことは、単なる「経済大国」と

これとあわせて、これまで不文律だったココム（対共産圏輸出統制委員会）を“合法化”せんとする輸出貿易管理令が閣議決定され、同時に、防衛省長官を中心とするココム関係六閣僚を含む「戦略物資輸出管理基本問題関係閣僚会議」の設置が閣議決定された。

件」を契機としている。

七月三一日に閣議決定された外為法  
改悪案は、①安全保障条項をもつて輸  
出全般を管理する②罰則を最高懲役三  
年から五年に時効は三年から五年に増  
やす③行政処分は最高一年を三年にす  
る④通産・外務両相による双方向協議  
(法定協議) 条項を新設する——をそ  
の骨子としている。

これと軌を一にしているのが、「外國為替及び外國貿易管理法」（外為法）改悪である。外為法改悪策動は、前号で述べた「東芝幾械ココム韓反事

八年)にならったものであるという。これらは、MDA協定に伴う秘密保護法の適用範囲が先端産業の全分野に広がることとあわせて、一直線に國家秘密法(「通信」一三四号参照)へとつながるものである。労働者大衆は「防衛」問題から完全に遮断されてしまふのだ。

帝国主義の必然的な生活現象たる軍国主義は、社会のすみずみまで浸透してくる。

S D I 協定は、「公正かつ衡平な待遇」をうたっているだけで、参加条件の細目を定めた「実施取り決め」は秘密扱いになっている。

七月二二日、通産省はさっそく、民間企業からの機密漏えい対策や、「戦略防衛技術の保護に関する訓令」（仮称）の新設で秘密保持に当たることを明らかにした。前者は、参加企業に対して①保管設備の確保②秘密取扱者の特定③記帳——などを契約の際に義務づけるものであり、後者は、M D A（日米相互防衛援助）協定に伴う秘密保護法制定を受けた防衛庁の訓令（五

は、この流れにさおさすものにはかな  
らない。

して「対共産圏」貿易のあらかせぎを行ってきた日本が、「西側」の「政治大国」として登場してきたことの反映である。

とはいへ、日本独占資本による世界的搾取、世界市場分割の衝動は強まりことすれ、弱まりはしない。それ故にこそ、その帝国主義的権益の防衛のために、世界の軍事的支配の一翼へと参入し、軍事大国化を推進せんとしているのである。

「国際緊急援助隊派遣法案」も、このような脈絡で考えなければならない。将来の自衛隊海外派兵を射程に入れたこの法案が、全会一致（！）で可決されたことの重大性を、労働者ははつきりと見据える必要があるう。

5

1

軍事的警察的支配  
八頁につづく

## マルクス・レーニン主義通信

九月一九日、夏季国体への出席を口実として、浩宮ナルヒトが沖縄訪問に出発する。その中では、国立戦没者墓苑、ひめゆりの塔などへの参拝が予定されている。

浩宮訪沖が、天皇訪沖の露払いの意味をもつことは、いうまでもないであろう。

天皇・皇族の訪沖が、前号でみた「慰め、ねぎらい、励ます」との天皇発言にあるように、天皇の戦争責任・戦後責任を反動的に清算し、侵略戦争を美化すること、すなわち、沖縄人民の反戦・反軍（反自衛隊）・反ヤマト意識を解体し、併合・「同化」を完了すること——これが「沖縄の戦後を終わらせる」ということにはかならない——、そのことを通して、沖縄を侵略反革命前線基地として一層打ち固めていくことをねらいとしていることは、再三述べてきた通りである。

八月一八日の軽井沢での皇太子発言もこのことを示している。皇太子アキヒトは次のように述べたのだ。

「今度の戦争では沖縄島では島民の三分の一、伊江島では島民の半分の人々が犠牲になつており、親族や親しい人々を亡くした人々の悲しみが察せられます」「私どもはこの度もこのことを念頭に置いて訪問したい」「海邦国体、かりゆし大会では本土から大勢の人々が訪れますか、沖縄の人々の痛みを分かちあうようになつてほしい。それが本土復帰を願つた人々に対する本土の人々の道であると思ひます」

沖縄人民を慰撫することによってその犠牲の原因を隠蔽し、沖縄人民への同情融和が日本人の道」と説くアキヒトは、それを率先垂範<sup>シヨウセンヘイバン</sup>しようとしている。そして、沖縄訪問者すべてに摩文仁参拝を強要し、摩文仁の「靖国」化—沖縄戦の「聖戦」化・戦死者の「英靈」化—を推進せんとしているのである。

「国民統合の象徴」たる天皇が、警官七千名をひきつれ、戒厳令的状態を敷いて沖縄に足を踏み入れることは、「本土」労働者人民の屈伏を前提としているものであるが、訪沖そのものが天皇の「権威」強化をもたらす「本土」労働者人民への攻撃でもある。

八月二九日の軽井沢セミナーでの中曾根講演は、その依拠する天皇主義イデオロギーの本質を示している。

「健全なナショナリズムが必要だ。これは国民が運命共同の意思を持ち、世界の中で主体性を示し、協力し、発展することだ。そういう時に我々が国家の統一をはかるには象徴としての天皇の存在が大切だ」「戦後の天皇は無一物、無尽蔵である。政治権力から離れてはいる。超然とした伝統的権威が我々のうえにあるがゆえに、（諸外国の）日本に対する

# ヒロノミヤ訪沖を許すな

尊敬がいやがうえにもある。国家のまとまりは天皇を中心に団結していく。こういう二重構造が非常にいいやり方だ、と思う」「天皇は超然として天空に輝く太陽のような存在だ」

天皇および天皇訪沖が、中曾根がうそぶくよう「超然」たるものではなく、徹底して政治的なものであることは繰り返し暴露してきた。沖縄・琉球弧人民の分離の自由を承認する「本土」労働者階級の天皇訪沖反対闘争

は、『超然』たる装いをもつ天皇と天皇制度を廃止する闘いと結びついていなければならぬ。

強まる天皇主義攻撃を粉碎せよ！ 日帝による差別・抑圧・軍事支配と闘う沖縄人民へ、最大限の支持・支援を組織せよ！ 職場、学園、地域での決起をかちとり、天皇訪沖反対闘争を「本土」労働者と沖縄・琉球弧人民との革命的團結への跳躍台とせよ！ 天皇訪沖の露払いであるヒロノミヤ訪沖を許すな！

## 地価高騰が意味するもの

首都圏、大阪、名古屋といった大都市を中心とした地価急騰が問題となつてている。東京都の土地価格の過去一年間の上昇率は、商業地四八・二%、住宅地二一・五%。

大阪、名古屋の中心商業地は、三〇%を超える上昇率をしめしている。（国土庁・地価公示法にとづく四月一日の発表）。

新宿や渋谷では坪（三・三平方メートル）当たり一億円以上の取引事例がでている。

また、東京周辺では、坪一〇〇〇万円を超えており、高騰により拍車をかけている。

短期間に急激に高騰した点では、一九七二・七三当時の列島改造ブームによる地価高騰を優にしのぐものだ。

さてこの背景は何だろうか？ 第一には、土地取引きが、独占資本の過剰な投入によつて高騰を優にしのぐものだ。

当然、土地取引きは公示価格を超えて行われており、高騰により拍車をかけている。

超える住宅地がこの一年間で、六・七倍にわたってはいるが、内実は東京重視であり、東京都の志向性への支援をかくしも、当然含まれている。

「四全総試案」は、「地域分散型」をうながす上昇率をしめしている。（国土庁・地価公示法にとづく四月一日の発表）。

大阪、名古屋の中心商業地は、三〇%を超える上昇率をしめしている。（国土庁・地価公示法にとづく四月一日の発表）。

新宿や渋谷では坪（三・三平方メートル）当たり一億円以上の取引事例がでている。

また、東京周辺では、坪一〇〇〇万円を超えており、高騰により拍車をかけている。

超える住宅地がこの一年間で、六・七倍にわたってはいるが、内実は東京重視であり、東京都の志向性への支援をかくしも、当然含まれている。

これが、背景によって、土地投機を生んだのである。不動産業者は、その先兵となつたと言える。

政府・自民党は、「国・公有地払い下げの凍結」「金融機関の不動産融資の抑制」

「三大都市圏での農地に対する宅地並み課税」「土地譲渡重課税制度」等々、にわかつて地価抑制策を打ち出そうとしている。

独占ブルジョアジーにとって、地価高騰は、ブルジョアジー総体の利益にとって見過せないほどになつたのである。

日銀総裁も「金融緩和が一つのきっかけになつてゐる」（七月二日付『日経』）と、土地投機の政策上の要因を認めつてゐる。

一方では、「実需に基づく土地取得への融資ならば、経済行為として否定できない」（同）と指摘することによって、資本の利益を代弁せざるをえないのだ。

利潤追求を本性とする資本にとって、土地投機での利潤も正当な経済行為によるものだ。

結局、政府・ブルジョアジーの地価抑制報・通信産業」を結び目とした独占資本の頭脳の東京（首都圏）集中が進行している。

# 日本資本主義の現在的特徴

## —87年版『経済白書』にみる—

(上)

八月一八日、「進む構造転換と今後の課題」と副題をつけた八七年度年次経済報告(経済白書)が提出され、閣議で了承された。白書は、第一部「昭和六一年度の日本経済——構造転換期の我が国経済」、第二部「構造転換への適応——効率的で公正な社会をめざして」の二部構成になっており、本号ではその第一部を見ることにしよう。

## &lt;1&gt;

第一部は、「我が国経済は、景気循環という観点からみれば六〇年六月を山として後退局面入りし

たが、最近底堅さを増しつつある」ということを主張するための分析”となっている。

そこではまず、「緩やかな成長を続ける世界経済」と題して、「アメリカ経済は、一九八四年から成長が鈍化していったが、八六年も二・九%（実質成長率）と八五年（三・〇%）に続き、モダレーートな成長も見せた」、「世界経済にとって困難な問題の一つは、累積債務問題が再び顕在化したことである」、「もう一つの大きな問題は貿易摩擦の激化と保護主義的圧力の高まりである」、等と、分析というよりは事実を羅列している。

ただ、「アメリカの赤字化はド

ル高で加速されたものであるが、

その原因是レーガン政権が八一年

二月に発表した「経済再生計画」に求められる」と、レーがノミックスを公然と批判していることが目をひく点といえよう。

## &lt;2&gt;

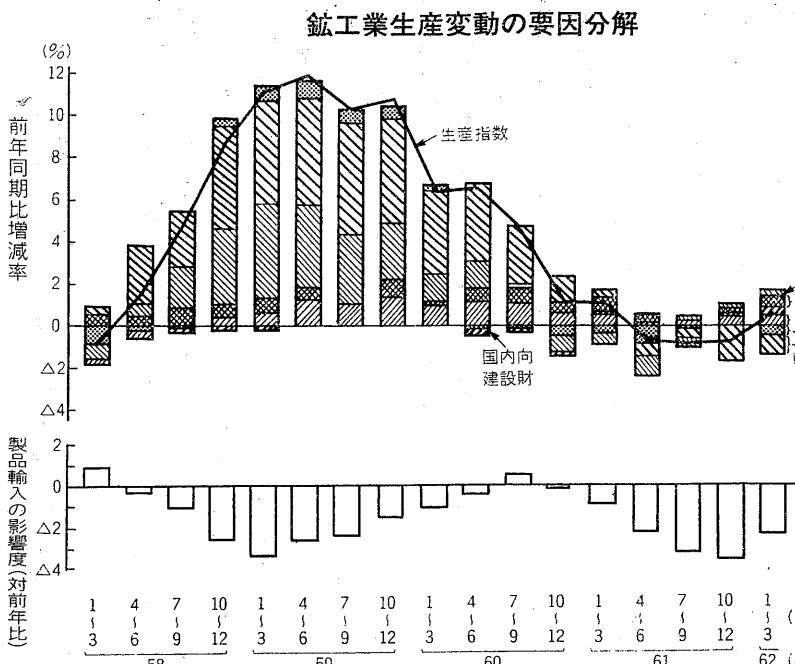
世界経済の現状に続いて日本経済の分析に移り、「六一年度の貿易収支黒字は一六兆二〇〇〇億円（一〇一六億ドル）となり、また経常収支の黒字も一五兆一〇〇〇億円（九四一億ドル）と前年度を更に大幅に上回って史上最高となつた。また、GDPに対する経常収支黒字の比率も四・五%と戦後主要国が記録したもののがで最も高い水準に達した……。しかし、

年度を通じての推移を季節調整値でみると、六一年度前半は急増したものの一〇一一二月以降は黒字拡大にも次第に頭打ちの状況が見えはじめ、年度末から六二年度入り後はむしろ黒字縮小の動きが出てきて」いると、経常収支黒字が改善に向かいはじめたように述べ

たものとしていくことになろう」と、きわめて楽観的に語っているのである。

## &lt;3&gt;

次の「製造業を中心とする調整過程」ではまず、「鉱工業生産指数の動きをみると、昭和五七年末をボトムにはば一貫して増加したあと、六〇年四～六月期を当面のピークとして弱含みに転じ、その後、月々の振れはあるものの、六二年四～六月期まで約二年にわたって基調として停滞傾向で推移している」と述べている(図参照)。



・サミットでは、首脳間で為替レートのこれ以上の変動が経済成長等に対し逆効果となる旨確認され、為替安定に向けての各首脳の強い政治的意図の一致が明らかにされたところであり、今後とも、政策協調等を通じてそれを確実なものとしていくことになろう」と、きわめて楽観的に語っているのである。

## &lt;4&gt;

「厳しさを増した雇用情勢」では、「昭和六一年度の雇用情勢は、円高に伴う輸出等の弱含み傾向を反映した鉱工業生産の停滞から次第に厳しさを増し、年度末には完全失業率で3%にまで達するに至っている」、「今回の雇用調整の特徴として、輸出依存度の高い製造業と鉱業での調整が厳しかったことが挙げられる」と述べる一方で、「好調な非製造業での労働需要」について述べ、樂観的見方を崩していない。

続いて、「一層安定化した物価動向」、「緩やかながら着実な増加続く家計支出」について述べたあとで、「財政金融政策の動向」の章をおいている。

しかしながら、ここでは、「緊急経済対策」などが実質的に積極的とされ、財政への転換を意味するものである(前号参照)にもかかわらず、この点については言及せず、現状追認的な記述におわっているのである。その意味で生産は、これ以上押すという可能性は小

さく、下げ止まりの局面に入りつづける」とみることができる」と、「景気底入れ宣言」を行っているのである。

また、「企業収益は、六一年に入り非製造業では堅調に推移した。七・二五円へと二年強の間に約二倍……へと急激な上昇をみた」と、「六〇年二月の二六三円という最近までのボトム水準から断続的な上昇を続け、六二年四月には一時一三七・二五円へと二年強の間に約二倍……へと急激な上昇をみた」と、「最近のドル安下ではまず原油価格の反転に加え、それまでのドル安等に伴う輸入物価の上昇や食料品の値上がりなどから卸売物価、消費者物価とともに次第に上昇はじめてきたこと、また順調に低下してきた金利が長期金利を中心に上昇に転じたことなど、これまでとは異なった現象を伴っていた。こうした中で米国をはじめ主要国は、これ以上のドル下落は自国経済のみならず世界経済全体にとって望ましくないという共通認識の下で、昨年来、日米間及び多国間で話し合いが行なわれてきた。特に六月のベネチア・サミットでは、首脳間で為替レートの変動による影響を強く受けた輸出型製造業等で先行きに不透明感が残るもの、内需型製造業では着実な増加を示しており、全体としても収益率は依然低いものの、持ち直しの動きがみられる」として、いる。

さらに、「六一年の企業収益が全体として減益となつた中で、企業倒産は落ち着いた動きで推移したこと」が述べられている。

円レートの変動による影響を強く受けた輸出型製造業等で先行きに不透明感が残るもの、内需型製造業では着実な増加を示しており、全体としても収益率は依然低いものの、持ち直しの動きがみられる」として、いる。

「昭和六一年度の雇用情勢は、全失業率で3%にまで達するに至っている」、「今回の雇用調整の特徴として、輸出依存度の高い製造業と鉱業での調整が厳しかったことが挙げられる」と述べる一方で、「好調な非製造業での労働需要」について述べ、樂観的見方を崩していない。

続いて、「一層安定化した物価動向」、「緩やかながら着実な増加続く家計支出」について述べたあとで、「財政金融政策の動向」の章をおいている。

## マルクス・レーニン主義通信

ある。

## &lt;5&gt;

白書は、「今回景気の下降局面の特徴と現局面」と題した第一部最後の章で、総括して次のように言つ。

「これまでの景気の下降局面と異なっていたのは、循環的な調整が動きだしたとともに、為替レートの大幅かつ急激なドル高修正による構造的な調整が始まり、他方、原油価格低下による交易条件の改善の効果も加わったことが、いわゆる『景気の二面性』といわれる現象を創出し、下降局面を通常

のものより複雑にしたことである。

……六一年度において、我が国

経済は既に内需主導型への転換を

かなり進めている。我が国の実質

国民総支出は、六〇年度四・三%

二・六%の伸びと第一次石油危機

の成長を遂げた後、六一年度には

後の一九九年度の〇・三%減という

円高に伴う經常海外余剰の減少

年度以来の高い伸びとなつて(い

る)……以上みてきたよう

に、我が国経済は底堅さを増しつ

これまで、その文章にそつた形

## 「春闘方式」確立の意義(下)

後労働運動の総括のため(10)

五七年は、前年からひき続いいわゆる「

神武景気」のなかで、石炭産業を除くほとんどの産業で「笑いのとまらぬ」というほど

の収益をあげていた年であった。また組合側は前年の春季闘争で、十分とはいえないが、ともかくも「賃金ストップ」の壁を

破ったという点を評価し、賃闘に対する自信を持ちはじめていた。さらに、前年の秋の砂川基地反対闘争が、全学連の全力をあげた取り組みにささえられ勝利したことにより、労働運動を力づけ、その闘争力を強化させた。

このような背景で五七年春闘は、三月一日から一五日の第三波に全産別が足並をそろえる、いわゆる「高原地帯闘争」を賃闘のヤマ場とし、三月二六日が最賃制の統一闘争とされた。(これは、賃闘を最賃闘争と切り離したものであった。)

こうして第三波闘争が闘われたが、三日目にはほとんどの民間労組は妥結し、公労協の賃金問題は仲裁裁定にもちこまれてしまつた。だが、その結果、総評がわざわざ切り離した賃闘は、最賃闘争とかなりいい、結合はじめたのであった。政府は、この結合を阻止するため、三月二三日には國労に対して突然の攻撃をしかけ、國労は「ぬきうちスト」の実力行使に突入した。

しかし、國鉄中闘は、この自然発生的なストを二六日の闘争とつなぐように指導せず、総評は、二五日に、國労のぬきうちストが世論のふくろだたきにあつたためという理由で、突然、二六日の最賃闘争を中止することを決定したのであった。春闘と質的にお高めうる条件が出てきたときには、闘かわ

ずして退却したのである。

その後、政府は、公労協の処分(二万七八四三名の処分、うち二四名の解雇)攻撃

を行なうが、総評の処分反対闘争の方針はきわめて弱腰なものであった。こうして、六月二二日から行われた国労定期大会では「敵の攻撃の強いときには姿勢を低くして闘う」という「長期低下姿勢論」なるものが現れるのである。

国鉄新潟地本にしかけられた処分攻撃の中、その「低姿勢」は如実に現れた。新潟地本の労働者は、果敢に反撃を繰り返しながら、政府の攻撃が強まる中で、國労は闘争を打ち切った。その結果もたらされたものは、大量の解雇者と大規模な組合分裂(一四三六名の分裂)であった。しかし岩井は、この敗北の責任をとるどころか、「他の組合が闘う体制をとりえていないときは姿勢を低くすべきである」と新潟闘争を批判したのであった。

五八年春闘は、「拠点ブロック方式」をとるが、思うような成果が得られないまま

四月を迎える、「ねばり強い体制」をつくること、選挙態勢(総選挙)の確立などを決定した。しかし、「ねばり強い体制」とは

裏腹に、四月になると、炭労を残して次々と妥結していく、選挙一辺倒になだれこんだのである。賃上げは前年を下回るものとば三十六計逃げるにしかず」というもので

あり、資本の意図にそつた「賃金決定」機構の確立へと向かうものであったのだ。

政府・ブルジョアジーによる「勤務評

定」導入、警職法改悪攻撃は、「春闘確立」時の労働運動の質を試したといえる。

勤評闘争(五七・五八年)も警職法闘争

(五八年秋)も労働者大衆の自然発生的な闘いとして激しく闘われた。しかし、勤評闘争は五八年春闘と結びつけられず、総評は条件闘争に終始し闘争から退却した。

そのため、九・一五闘争の大衆的な闘いにより政府に大きな打撃を与えたが、敗北をきつたのである。

警職法闘争においても、総評は、大衆の闘争は五八年春闘と結びつけられず、総評は条件闘争に終始し闘争から退却した。

闘争は五八年春闘と結びつけられず、総評は条件闘争に終始し闘争から退却した。そのため、九・一五闘争の大衆的な闘いにより政府に大きな打撃を与えたが、敗北をきつたのである。

警職法闘争においても、総評は、大衆の闘争は五八年春闘と結びつけられず、総評は条件闘争に終始し闘争から退却した。

闘争は五八年春闘と結びつけられず、総評は条件闘争に終始し闘争から退却した。

つあり、今後とも六一年度からので経済白書の内容をみてきた。そこには「昭和六一年度の日本経済は、構造転換が緒につきつあった」あるいは「昭和六一年度の日本経済は、構造転換の前提に支えられたものにはかならない。そしてこの構造転換」「構造調整」なるものが第二部の主題である。これについて次号で検討しよう。

一つづく

# 臨教審第四次答申（最終答申）批判 国家主義的「教育改革」を粉碎せよ

反動化への地ならし

八月七日、臨時教育審議会（臨教審）は第四次答申（最終答申）を発表し、そき使命を終えた。

八四年八月に発足した臨教審は、「教育の荒廃」を解決することをうたった中曾根の指示の下で、「教育の自由化」論を打ち出すなどして一定の関心を集めめた。が、その後、臨教審は、現状追認の方向を強め、大衆の関心は薄らいでしまっている。

中曾根は有力ブレーンや私的諮問機関のメンバーを委員に選ぶことによって、「教育学者が一人もいない」という委員構成になり、また、第一次答申が都議選前、第二次が衆参同日選前、第三次が統一地方選前に提出されるなど、きわめて政治的に利用されてもきた。「審議は教育改革についてのいわば一大教育シンポジウムともいすべき、かつてない国民的な討議を呼び起こす契機となつたが、このこと自体教育改革の前進のため大きな意義があつた」（最終答申）、「臨教審は結局、中教審を超えることができなかつた。われわれの考へで、抜本的改革をやらなければならぬ」（文部省幹部）という言葉が、臨教審の「成果」を示している。

臨教審は、ただもつともらしいおしゃべりを繰り返しただけで、今日の支配階級がどれほど退廃しているかを明瞭にした。臨教審は、そのおしゃべりを通して、教育の反動化の地ならしをすることによって、自らの使命を終えたのである。

最終答申の中身

「第1章 教育改革の必要性」の「教育の基本的取り方」では、「正しい国家意識のかん養」が語られ、「国旗・国歌のもつ意味を理解し尊重する心情と態度を養うことが重要であり、学校教育上適正な取扱いがなされるべきである」と明記されている。

これは、「国旗・国歌をもっと重視する必要があると思うので、『検討いただきたい』との塩川文相の注文で入れられたのである



## マルクス・レーニン主義通信

が、「日の丸・君が代」を学校行事におしつけることから「歩進み」「学習事項」として扱うことの意味する。すでに塩川文相は、「臨教審でこれが明記されてまいりましたら、当然教育課程審議会の最終答申のなかに盛り込まれてくると思いますし、学習指導要領は当然変更しなければならない。それにともないまして教科書もそれに沿つた内容になる」（七月一七日、衆院予算委）と答弁しているのである。

天皇礼讃を行つた中曾根の輕井沢セミナー講演での「国家としてのまとまりを教育において教えていく。それには国旗や国歌が大事だ。……これに異論をはさむのは国民の自然の感情に反している」という発言（皇國史観に基づいた「日本を守る国民會議」編集の教科書『新編日本史』などの道がはき清められつつあることにはかならない。

「第2章 教育改革の視点」では、「個性重視の原則」が柱とされ、「選択の機会の拡大」の言葉に示されるように差別・選別教育の強化・推進が強調されている。「生涯学習体系」とはその徹底化のことにはかならず、またそこでは、「親と子のきずな」「家庭が果たすべき重大な責務」等、家族制度の強化が主張されている。もって、「国際社会への貢献」「情報社会への対応」と、国家・独立資本のニーズに沿つた人間を育成せんとしているのである。

これまでの答申での提案をまとめた「第3章 改革のための具体的方策」では、①「民間活力の導入と「産・官・学の共同研究制度等の一層の拡大」②すでに具体化されつゝある大学審創設（『通信』一三四号参照）③「德育」の強調④すでに実行に移されている「初任者研修制度の創設」などが述べられている。

今年度試行された新任者研修会洋上研修（西日本）では、毎日交替で「日の丸」を掲げさせ、「君が代」齊唱で一日が始まり、「北方領土」を見学させたのであった。初任者研修制度がどのような役割をもつのか、このことが雄弁に語つてゐるであろう。

「第4章」では第一に、文部省の「政策官厅としての機能の強化」が打ち出されている。これは、教育条件整備を教育行政の主たる任務としてきた教育基本法を否定し、教育の国家統制へとさらに一步を進めるものにはかならないが、その主要なねらいは、「勤務条件の改善を図ることを目的とする教職員団体は、その本来の任務を自覚し、違法な争議行為を行わないことや教育の中立性を守ることはもとより、いわゆる教育課程の自主編成

の主張などにみられる教育内容や学校運営に対する不当な介入を厳に慎むべきである」との言が示すように、教育労働者の徹底した管理・統制にある。

日帝ブルジョアジーは、国鉄分割・民営化に続いて、教育労働運動解体の攻撃を全面化しようとしているのである。同じく「第4章」で打ち出されている「九月入学問題」は、夏休みが新学年準備におわれ、新学年開始とともに研修攻撃が連続するという組合（活動）破壊の面もあることに注目しておかなければならぬ。

### 教育反動化を粉碎せよ

臨教審が地ならしした教育改革攻撃は、日帝の帝国主義てき發展——「軍事大国」化、「國際國家」化に照應したものである。すなわち、日本資本主義の發展を支えてきた「民主教育」は、日本資本主義の退廃とともに「荒廃」へと転化し、また、寄生化・腐朽化を強める日帝ブルジョアジーは、これまで前面に出していた民主主義を阻害物と感じはじめ、非合理主義・國家主義を前面に出すようになってきている。

その意味で、「産業構造転換・労働生活との関わりの中での労働者の自己啓発・職業能効開発の推進、開かれた学校への転換を打ち出したことは評価できる」と全面賛美の談話を、帝国主義的労働運動の推進者である同盟が発表したことは、理の当然といえよう。

最終答申に対し日本共産党は「亡国の『教育改革』」と非難し、日教組田中委員長も「これまでの答申のダイジェスト版で、父母・国民の要求にまったくこたえていない」と批判した。

しかしながら、教育労働者にも「教育荒廃」の責任があるかに語り、「国民の教育改革」を唱えてきた社共・民同は、教育改革攻撃を補完してきたのであった。特に日共は、「教師聖職」論を掲げ、教育労働者のストライキ・階級的闘いに貫して敵対してきたのである。

教育の反動化を粉碎する闘いは、何よりも日本帝国主義を打倒する労働者の階級的闘争と結びついてのみ勝利の展望を切り開いていくことができるることを確認しなければならない。

### 闘う労働者の政治新聞

**マルクス・レーニン主義通信**  
毎月10日発行・1部200円  
年間定期購読料3200円(郵送料込)

# 部落解放のために

(5)

## 二、資本主義と身分的所有の解体

### (5) 政治機構と差別

近代天皇制国家が新たに一つの経済制度、資本主義制度を生み出すために投下した金額は、すでに見たように巨額に達している。封建的特権の有償廃止、殖産工業政策にともなう官営工場の建設とそれらの民間払い下げ。

一握りの政商への金融・財政上の特別の優遇。こうして新たな上層が形成される一方で、国家の借入金の返済を含めた巨額の国家支出をまかなうために、平民層への課税がきびしいものとなつたのである。また、マッチ工場で見られたように被差別部落民が資本のために殺傷されていくのを黙認したこの政府は、国政関係費の支出を極力抑え、これを地方に負担させるため、新たな行政単位を創出していくのである。それは、近代天皇制国家の支配単位の一つの創出である。

一八七一年、大区小区制が実施された。府県一一大区一一小区とするもので、旧村役人層を区長や戸長とし、旧村の有力者を媒介とした官治的行政制度であった。一八七五年、同名の大区小区制が実施された。これは、大区一一一所所一一小区一一村一一五人組とするもので、全国を一七の大区と三二四の小区とに分け、二つ四小区を行政単位とし、一所所を設けるものであった。また、一所所には、正副の戸長各一名のほか書記一名、治安係として見廻役一名、そして、雜役係一～二名を置くのであった。一八七一年のそれが、旧村役人の廢止と戸長などへの改称へと終わつたものであるとすれば、七五年のそれは、その前年の区長・戸長の職務規定（①官吏に進する②家族を士族に進する③給与の地元負担）と合わせて考えれば、ようやく新國家の地方支配機構が形成されはじめたと言える。

しかし、この間の一揆と自由民権運動との高揚は、大区小区制の変更をよぎなくさせる。一八七八年一二月、三新法と呼ばれる①郡区町村編制法、②府県会規則、③地方税規則が制定されることとなつた。これは、府県一一郡一一町村とするもので郡に府知事県令による任命と町村の監視を骨子とする都長を置き、町村には、民選、土地所有者による制限選挙、そして、記名投票により選ばれる戸長を置いた。このことは、近世封建制下の家敷地所有者達の「旦那衆」による選挙に近いものとなつたことを意味している。さらに、一八八〇年の区町村会法により、議員の無給と記名投票が実施されると、町村の決定権が上層により一層集中し、独占されるものとなつた。だが、こうした機構の整備にもかかわらず、その後の松方デフレにより、租税

滞納者が増加し、土地の質入や強制処分により土地を失うものが増大した。土地の質入により請けだされない地所は、八五年末には、全地所の五分の一に達した。それは、上層と下層の階層分化を促進させる一方で、これまでの社会的経済的秩序を動搖させ、それが政治的危機を生み出す可能性を高めた。ここに、戸長の官選を主とする三新法の改正が行われるのである。一八八四年のそれは、府県一一郡一一連合町村一一町村へ再編し、連合町村に戸長を置き、これを官選とした。また、連合町村は、約五町村、五〇〇戸を標準とするものであつた。こうして、各町村への統制を府知事・県令一一郡長一一戸長の行政機構により強めようとした。旧來の町村である各町村を新たな行政機構で統制しようとしたのである。

さらに、いまだ経済的・社会的一単位である旧町村内部の動搖が続く中で、国政関係費負担を可能とする行政単位を創出するため、一八八八年市町村制により、全国七万四三五市町村から一万三四七市町村へと市町村合併が進められた。

旧村落の入会権、漁業権、用水権などを旧慣行にまかせ、支配のための町村役場を中心とする下級行政機関の形成へ向うのである。このように進められる国家の下級行政機構の整備の一方で、旧町村落費は、新町村費に対しても相当な額を維持するものとなる。例えば、一八九四年群馬県知事答申によれば、その費用は、連合町村費の四分の一を占めており、役場、教育などの行政費は、連合町村が負担するが、土木、消防、衛生、祭典などの費用は、旧町村落に負担させられた。だから、あれこれの集落内の社会的生活に直接影響を与えるものとなつていて。日本近世封建制下において、その政治的・経済的構造により小作、日雇い、その他の雜業に多く依存せざるをえなくされた部落は、近代天皇制国家による近世封建制の政治的身分の廢止にもかかわらず、資本主義の発展にもかかわらず（否、資本主義の発達によって）、地域社会の、そして、日本社会の下層へ押し出されていく。この時期に、国家的債務を、資本主義を生み出すために使われた巨大な国家的債務を支払うため、高率課税のみならず、行政機構上も国家支出を抑え、地域社会の支出を強制するのであった。だからこそ、社会の下層を形成する部落への財政的重圧は、相対的に加重されたものとなる。そして、こうした、土木費、消防費、衛生費、祭典費への支出が思うにまかせざれれば、地域的格差は、さらに拡大するものとなる。それは、部落の住環境のみでなく、生産と消費とが一つ

の地域で行われていればいる程、部落の社会生活全般にわたつて相対的に低いまま存在することを強制する。

この強制は、封建制下の経済外的強制を主成について見てみよう。これらは、帝国議会の開設に先立つて設置されている。貴族院は、皇族、華族、勅選議員のほかに多額納税者（各府県の直接国税納入額の第一～五位の中）で互選し、一名ずつにより構成されており、衆議院は、選挙権も被選挙権も直接国税一五円以上（約二～三町歩の田畠所有者に当たる）であった。また、府県議会は、選挙権が直接国税五円、被選挙権が直接国税一〇円以上であり、市町村議会は選挙権被選挙権とも直接国税（又は、地租）二円以上であった。しかし、市町村議会は、等級選挙制度であった。例えば、村議会では、所定の直接税以上の税納入者を総納税額の半分に達した人が直接国税五円、被選挙権が直接国税一〇円以上であり、市町村議会は選挙権被選挙権とも直接国税（又は、地租）二円以上であった。しかしながら、市町村議会は、等級選挙制度で、上級と下級との二等級に分け、上級者と下級者が同数の議員を選出するのであつた。市議会では、これを三等級に分け、議員を選出した。ここに見られるものは、近代天皇制国家が「富者」の議会権力の創出に心をくばつたということである。

こうして、経済的地位の上層を占める者によつて、政治的上層が形成される時、多くの人々とともに、部落民の圧倒的多数がその経済的地位により、政治的にも下層を形成するのである。近代資本主義の発達に伴う階級分化の進展は、経済的にも、そして、政治的にも部落民を社会の下層へと強制するのである。ここで、天皇制国家は、近代資本主義の経済的強制を加重させたのである。

この経済力の大きさは、「家」を単位として測られた。すでに述べたように、政治的身分である貴族層の財産管理は、「家」を単位としていた。問題とする実勢にまかされた「平民層」もまた「家」を単位とするのである。旧民法（一八九八年）は、そのことを法的に表現している。例えば、戸主は、第七四九条では、家族員の居所の指定、第七五〇条では結婚の拒否などを行なう権限を持つていた。また、「家督相続」と「遺産相続」との諸規定を設けながら、第九八七条において「系譜、祭具及ヒ墳墓ノ所有権ハ家督相続ノ特權ニ属ス」と。

あれこれの人物の社会的地位が「家」の財力あるいは、その「家」の富をその背後に持ち、また、それを社会的地位の基礎的尺度へとしていくのである。

しかし、農業漁業などの旧慣行の法的認知は、共同的所有を残し、あるいは共同的労働

## マルクス・レーニン主義通信

を残した。だから、これへ参加出来る者と排除される者との旧慣行を残すのである。

だから、ある個人と「家」の富、そして、旧慣行位は、彼個人と「家」の富、そして、旧慣行を伴う共同的所有などにより重層的に影響を受けることとなる。これは、一人部落民のみでなく、一般的に言えることであるにもかかわらず、近代社会の初期に、新たな社会の到来の初期に、社会の最下層を形成するよう部

落民を強制するのである。

日本近世封建制下の政治的、経済的構造の中でも早くもプロレタリア化の条件を形成し始めた部落民は、近代天皇制国家における本源的蓄積期及び産業資本確立期の早期に社会的下層を形成するに至るのである。

さらに、近代天皇制国家の支配機構は、部落の経済的地位の相対的な低さの上に覆いかぶさり、部落民の経済的地位の上昇、政治的

## 「国際社会へ貢献」強調する『外交青書』

七月二十四日、倉成外相は八七年版の「わが外交の近況」(外交青書)を閣議に報告し、了承された。

外交青書は、総論にあたる第一章「わが外交の基本課題」に「世界に貢献する日本へ—歴史的転換の時」との副題をつけている。一体、何が「歴史的転換」なのか。商業新聞はそれを、「受益型から貢献型へ」とか、「受け身の『外圧対処』型から『主体的対応』型外交へ」とか述べている。

「国際社会への積極的貢献」は昨年の青書でもうたっていたが、今年の青書の特徴は、「米国とのかつてないほど深刻化した貿易不均衡問題」をはじめとして、「東西関係……の長期的すう勢は予断を許さないものがあり、世界各国の地域紛争は、引き続き解決のめどが見られない状況にある」という「厳しさ」を指摘し、「相互依存の増大した今日の国際社会で、米ソ両国は依然として巨大な軍事力を背景に大きな影響力を有しているが、日本、西欧、中国などの比重も着実に増大している。経済分野では……米国の相対的地位の低下が生じ、国際社会はますます流動的様相を深めている」という国際情勢の認識と、「国際社会からの孤立化」の懸念から、「一層の政治的役割を担う」ことを宣言した点にある。

この「政治的役割」の中身については、本書の以下の点が明らかにしている。「わが国外交の基本的立場」では、「西側の一員」と「アジア・太平洋地域の一員」との立場から、前者において、「安保体制を基盤とした日米関係」が「わが国外交の基軸」とし、後者においては、「過去に不幸な経緯があったことは今日も謙虚に受け止め」などと言いつつ、「同地域の平和と安定は日本の安全確保上極めて重要」としている。また、「日本外交の課題」では、「世界の平和と安定」のための「西側の結束」を強調し、さらに、「国際安全の確保」の項において、「中期防」などの「着実な実施」と日米軍事同盟強化の「絶ゆまぬ努力」とを強調した上で、日本の軍事力が「自由民主主義諸国全体の安全保障の維持に寄与し、アジアひいては世界の平和と安

定にも貢献している」と述べているのである。これらのこととは、日本の軍事大国化を推進し、INFアラスカ配備提案やペルシャ湾防衛への協力などに示されるような帝国主義の軍事的 세계支配に日本が「積極的に貢献する」ことであり、アジアの盟主として自らを打ち出していくことにはかならない。ところで、先述したように青書は、「偏狭なナショナリズムが高まることがなれば、国際社会からの孤立化を招くことになる」との懸念を表明し、「偏狭なナショナリズム」を外務省は「定義のはつきりしないニューナショナリズムを指したものではなく、最近、海外からいわれる日本人のごく慢さや戦前回帰指向の復古的風潮」と説明している。だが彼らは、それが何に根拠をもつのかを説明することはできない。

先に見た日本の「政治的役割」とは、一言

△2頁から△づく

の強まりの中で、民社党は政府・独占ブルジョアジーの政策を全面的に支持し、その尖兵となっている。まさに社会帝国主義者の面目躍如といつた観がある。彼らは、中曾根内閣に有事法制の早期立法化を迫り、党ココム問題対策特別委員会は外為法改悪案に賛成の方針を決めた(七月三日)。

社共は、SDI協定について「対米従属」を口にするとともにブルジョア的軍縮論をふりまき、外為法改悪には「貿易の自由」を対置している。社会党は、「現実主義」化すなわちブルジョア化を急速に進め、安保・自衛隊を認知するところまで至り、共産党は反米愛国主義にこり固まっており、双方ともに腐敗を深めている。

彼らは、帝国主義の経済と政治を切り離すことによって、日本独占資本が現に世界的搾取を拡大しまた日本帝国主義国家がそれを保障せんとしていることを免罪し、SDI協定や外為法改悪が日本独占資本とその国家の利益に基づくものであることを隠蔽し、反動を悪意から説明しているのである。

地位の上昇、そして、社会的地位上昇の道が半ば閉ざされるのである。

こうして、近代資本主義の下においても、部落民のかつての政治的身分の廃止にもかかわらず、賤民的状態が想起されるような条件が形成されて行くのである。

注：一八七一年の大区小区制は、戸籍法に基づき実施されたものである。

(つづく)

でいうならば帝国主義的政治の断固たる遂行であり、それが日本の帝国主義的膨脹に照應するものであることは改めて言うまでもないであろう。そして、「偏狭なるナショナリズム」もこのことに規定されたものである。

今日の国際情勢の「厳しさ」と「流動的様相」は、帝国主義の経済と政治によつてもたらされたものであり、それに対する労働者・被抑圧民族の闘争をも反映したものである。この情勢に対し、日本ブルジョアジーは帝國主義的政策の遂行によってたち向かわんとしている。それが「厳しさ」と「流動的様相」をいっそう深めるものであつても、彼らにとってそれ以外に途上はない。そして、その負担と犠牲は、常に労働者人民にしつけられるのである。

解除するものにほかならない。

世界帝国主義と闘い日本帝国主義を打倒するという革命的国際主義的旗色を何よりも鮮明にしなければならない。反戦・「反核」運動の混迷は、革命的国際主義的潮流の登場によつて克服されなければならないのである。

社会愛国主義者は軍事的国家機構を補完する。だが、プロレタリアートは、軍事的国家機構を粉碎しなければならない。そのためには、プロレタリアートの武装が要求される。そして、軍事的警察的支配の強化、暴力的支配の全面化は、階級対立をますます先鋭化し、武装の必要性を見近かなものとする。

自覚した労働者は、軍事的警察的支配の強まりの中から自然発生的にたちあがる労働者大衆とブルジョアジーおよびその補完者たちとの亀裂をおしひろげ、党の目的意識的な隊列と固く結びつけ、日帝ブルジョア政府打倒の大奔流へと組織していかなければならぬ。